

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和2年11月2日（令和2年（行情）諮問第560号ないし同第563号）

答申日：令和3年2月18日（令和2年度（行情）答申第459号ないし同第462号）

事件名：「国家安全保障会議資料」をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書の不開示決定（不存在）に関する件

「国家安全保障会議議事の記録」をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書の不開示決定（不存在）に関する件

「幹事会資料」をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書の不開示決定（不存在）に関する件

「『戦略』関連資料」をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1ないし4に掲げる4文書（以下、順に「文書1」ないし「文書4」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年8月5日付け閣安保第283号ないし同第286号により、内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由（諮問第560号ないし同第563号）

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った文書1ないし文書4の行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条2項に基づき原処分1ないし原処分4を行ったところ、審査請求人から、「不開示決定の取消し」を求める旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、本件審査請求を受け、改めて文書の探索を再度実施したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかったため、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、「改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において本件審査請求を受け、改めて文書の探索を再度実施したが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求につき、法9条2項に基づき行った開示等決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和2年11月2日 諮問の受理（令和2年（行情）諮問第560号ないし同第563号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 令和3年1月8日 審議（同上）
- ④ 同年2月12日 令和2年（行情）諮問第560号ないし同第563号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有していないとして、本件対象文書を不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、審査請求人からの別件開示請求につき、処分庁において令和2年6月29日付け閣安保第238号において不開示と決定された本件対象文書の文書1ないし文書4について、それぞれの文書がつづられている行政文書ファイルにつづられている他の文書を求めるものと解し、原処分を行った。

イ 文書1ないし文書4は、内閣官房国家安全保障局（以下「国家安全保障局」という。）において、保管に注意を要する文書として、それ

ぞれ単独の行政文書ファイルに保管しており，当該行政文書ファイルには当該文書の外に他の文書をつづっていない。

本件審査請求を受け，改めて執務室内の書庫，書架等の探索を行ったものの，本件対象文書の存在は確認できなかった。

(2) 文書1ないし文書4は，それぞれ単独の行政文書ファイルに保管しており，当該行政文書ファイルには当該文書の外に他の文書をつづっていないなどとする上記(1)の諮問庁の説明は，不自然，不合理とまではいえず，他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから，国家安全保障局において，本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，これを保有していないとして不開示とした各決定については，国家安全保障局において本件対象文書を保有しているとは認められず，妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 佐藤郁美，委員 中川丈久

別紙

本件対象文書

- 1 諮問第560号
文書1 「国家安全保障会議資料」（閣安保第238号）を綴っている行政文書ファイルに綴られている他の文書の全て。
- 2 諮問第561号
文書2 「国家安全保障会議議事の記録」（閣安保第238号）を綴っている行政文書ファイルに綴られている他の文書の全て。
- 3 諮問第562号
文書3 「幹事会資料」（閣安保第238号）を綴っている行政文書ファイルに綴られている他の文書の全て。
- 4 諮問第563号
文書4 「『戦略』関連資料」（閣安保第238号）を綴っている行政文書ファイルに綴られている他の文書の全て。